

繰り返された棄民 —満州引揚と中国残留日本人孤児問題をとおして—

天羽浩一

I 「はじめに」

私は昨年（2013 年）、満州からの引揚者であった祖母黒河トクのライフストーリーを彼女自身の手記を再生する形で出版した¹。黒河トクは強烈な望郷意識のなかで命がけの帰還を果たした。敗戦後の混乱で亡くなった次男の遺骨を故郷愛媛の山に葬るという執念があった。トクはその目的を遂げた後、ほどなくして亡くなった。精根尽き果てての帰郷であった。

その祖母のライフストーリーの再生プロセスで「棄民」というテーマが浮かび上がってきた。「棄民」とは、「国家が国民を捨てること、あるいは国家から棄てられた人々」を指している。国家が国民をどのようにして棄て続けるのか、満州引揚者の戦前戦後、そして中国残留日本人孤児と言われた人々の帰国問題をとおして素描してみた。

II 戦前戦後をとおして棄民であり続けた満州引揚者

1) 満州のこと

私は 1945 年 7 月に旧満州国の営口市で生まれた。父は南満州鉄道勤務、母は満州生まれの満州育ちである。母の両親（私の祖父母）は日露戦争後から満州で鉄鋼業を営んできた。したがって父も母も食い詰めたあげく、渡満したわけではなかった。日本では 1944 年から、空爆を受けるようになり、食糧事情含め国民の多くが悲惨な状況に叩き込まれていくが、母の生家は裕福であり父母、祖父母たちはゆとりのある生活をしていただる。

しかし、1945 年 8 月 9 日からのヤルタの密約に基づくソビエト軍の侵攻、15 日のポツ

ダム宣言受諾以後事態は一変した。ソビエト軍の侵攻、中国人朝鮮人による略奪がはじまった。もっとも略奪といっても、もともと日本が大陸に侵攻し、土地や財産を略奪していた歴史的経過がある。中国人、朝鮮人からすれば自分たちのものを取り返すという意味もあっただろう。

父母・祖父母たちはすべての財産を放棄し、身ひとつでの避難行を開始した。避難の道々でソビエト軍兵士の襲撃から身を守りながら、奉天、今の瀋陽市に到着した。そこから引揚までの苦闘が始まった。まずは食べていくための算段として、露天での様々な商売を始めることになる。私の母は運悪く、当時流行っていたチフスに罹り、生死の境をさまようような状態が長く続いていた。

私の祖母（黒河トク）が引き揚げにあたって心情を託した歌がある。

<たそがれの 門に立ち出で負はれ行く 孫のうなじに手をあてゝ見る>
<さらば幼な子幸あれと 着替えをつゝみ門まで送りぬ>
<えにしあらば 又逢ふ事もあるべきに いかにも別れのかくはかなしき>
<たましひの ぬけたる母は愛し子の 泣きつる声をいかにきゝつる>
<馬車の上の 吾れ等は雨にそぼぬれて 最後の奉天立ち出でにけり>

祖母は生きる気力が萎えてしまった夫（私の祖父）を連れ、死亡した息子（私の叔父）の遺骨を抱え、なんとしても日本への帰還を果たそうとしていた。しかし、娘（私の母）は重い病に罹り、乳児である私を連れて帰ることもままならない状況で、私の家族を奉天（現、瀋陽）に残したまま引揚げざるを得ない状況に追い込まれていった。私の父は奉天の日本人街で生計を立てるために一日、露天で仕事しなければならなかった。私の面倒を見ていた祖母が帰国するというので、私を他人に預けざるを得なくなってしまったのである。

1歳になるかならないかという私は知人に預けられた。その時の祖母の心情が上記の歌に込められている。知人に預けられる孫（私）を門まで送り、孫の無事を祈りながら知人に託す、いつか会うことができるだろうかという不安と悲しみの感情である。「たましひのぬけたる母」とはチフスに罹り、高熱のなかで事態を呑み込めない娘（私の母）のことを

さしている。

その後、父の奮闘もあり、私たちは九死に一生を得ることができた。しかし命は永らえたとしても、残留日本人孤児となりうる境遇であったといえる。病の妻と幼児を抱えながら父は 1947 年、なんとか引き揚げ病院船にもぐりこむことができた。

敗戦後、多くの日本人は何とか日本へ帰ろうと必死であった。しかし、その時の日本政府の対応は、朝鮮、満州にいる在留日本人の帰還について、「かの地に留まり、生計を立てるように」という方針で、「民間人は現地土着」との指令を出したのである。そのため帰還できる人は限られていた。当時の政府は東南アジアからまた中国戦線から多数の復員兵が帰還してくることを含め、食糧事情からできるだけ引き受けを引き伸ばしにしようと考えていた。食うや食わずの状況、健康、治安状況の悪化の中で在留日本人は飢えや寒さや病のために次々と亡くなっていった。満州北部では関東軍がいち早く逃亡し、開拓農民は完全に置き去りとなった。ソビエト軍や現地の「匪賊」の襲撃による殺戮、強姦、強奪に加え、集団自決、嬰兒絞殺・溺殺などの惨状が続いた。日本政府は一日も早く在日邦人が帰国できるよう最大限の努力をすべきであった。しかし、政府のとった行動は正反対であった。国家や軍隊は国民を護りはしないという、リアリティ溢れる事実が敗走の中で露呈したのである。在満邦人に対する「日本政府による 2 度目の棄民」であった。²

2) 繰り返されてきた棄民策

2) —1 満蒙開拓事業

満州引揚げ時における在留民間人に対する政府の引揚引き延ばし策を「日本政府による 2 度目の棄民」と記したが、最初の棄民は 1936 年から始まる満蒙開拓事業から始まった。これが「日本政府による最初の棄民」策である。関東軍が打ち出した植民政策、農民 100 万戸移住計画である。

「王道楽土」「五族共和」のスローガンを掲げて一大キャンペーンがはられ、疲弊と困窮を極めた農家の次男、三男が満州へ送りこまれた。広田弘毅内閣の下、20 年間に 500 万人の移住を計画するという破天荒な施策であった。2000 万ヘクタールという広大な大地を

移民者用用地とするため確保に乗り出した。それらの土地は、現地地元農民がすでに開墾している土地を「無人地帯」に指定し、収奪するものであった。また、満蒙開拓団は武装開拓団とも呼ばれ、民間人でありながら、関東軍を背後から支える役割も持たされていた。当然対ソビエトというだけでなく、現地農民の反抗も想定してのことであった。政府は開拓団員たちが満州を永住の地としていくために、1938 年からは花嫁 100 萬人大陸送出計画を打ち出した。開拓団員たちは婚姻相手について写真 1 枚と氏名など最小限の情報のみを知らされただけであった。花嫁候補も勿論、婚姻相手がどのような人であるか知ることはできなかった。それでも、農村地域から多くの花嫁候補が渡満していった。

2012 年 1 月、NHKBS による日中国交正常化 40 年記念ドキュメンタリードラマ「開拓者たち」(満島ひかり主演)が放映された。現在の黒龍江省樺南市に入植した千振(ちぶり)開拓団の物語を、生き残った方々の証言を交えながら再現ドラマとして制作したものである。彼らは命を賭しながら帰国を果たしたのちも、居住のあてなく、那須の荒れ地を開墾していかなければならなかった。³

2) -2 未帰還者に関する特別措置法

その後、1949 年に中国人民共和国が建国、日本政府と国交がなく 1959 年には日中関係が険悪となり、敗戦後、細々と断続的に続いていた引揚げ者は途絶してしまった。中国敵視政策を強めていた岸信介内閣の時である。この時、日本政府は中国に取り残されていた日本人は死亡したものと見做したのである。「戦時死亡宣告」により旧満州に残る多くの人々を戸籍から抹消したのである。これが「日本政府による 3 度目の棄民」である。

1959 年 4 月「未帰還者に関する特別措置法」⁴が成立した。未帰還者の戸籍処理の方法として、留守家族に代わって厚生大臣が失踪宣告の請求ができるとしたものである。建前は失踪宣告を請求する留守家族の心情に配慮し、政府がそれを代替するという主旨であるが、中国に残留を余儀なくされた孤児や女性、またソビエトに強制連行されシベリア抑留を強いられている人々など、数多くの生存者がいることを前提にしながら成立した本法はまさに棄民法といって過言ではない。この特別立法により、戦時死亡宣告を受け、戸籍を抹消された人の数は 1 万人をはるかに超えるとみられている。死亡宣告者の正確な数は把握できていない。

2006 年 12 月 1 日神戸地裁での「残留孤児」訴訟判決で「政府自身が孤児の中国での生存を認識しており、後期集団引き揚げが終了した 1958 年 7 月以後も、消息を確かめ、早期帰国を実現すべき政治的責任を負っていた」とし、この特別立法に関する責任を問うている。まさに残酷な棄民法であったと言える。神戸判決は多くの地域で訴訟となった地裁判決の中で数少ない原告勝訴の判決であった。⁵

2) -3 帰国後の冷淡で無理解な自立支援策

1972 年田中角栄首相が訪中、日中国交正常化がなされ、この後初めて残留日本人の調査が行われるようになった。政府による「集団訪日調査」が正式に開始されたのは 1981 年、戦後 36 年たってからのことである。この間、日中友好団体や民間人による支援活動は活発に行われた。文化大革命のさなか、中国に置き去りにされたままの元開拓団員たちがいることを知った長野県の山本慈昭氏による帰還運動はその端緒を作り、その後大きな影響を与えていった。

1986 年、ようやく多くの残留日本人孤児の帰国が開始された。親や兄弟に会えた人もいたが、当然にも自分が何者であるかも分からない人も多くいたのである。また帰国した残留孤児たちは日本語が話せない、仕事もないというところからスタートしなければならなかった。周囲から偏見の目でみられることも生じた。結局のところ一部を除いて生活保護に頼らざるを得ない生活を余儀なくされていったのである。帰国者に対して自立のための適切な対応を怠ったのである。

これが「日本政府による 4 度目の棄民」である。政府の自立支援策は孤児たちが置かれてきた過酷な状況を理解した支援策とは到底言えるものではなかった。神戸地裁判決では「政府は日中国交正常化後、孤児の帰国支援に向けた政策を怠り、帰国制限などして帰国を大幅に遅らせた。孤児の大半が永住帰国時、日本社会への適応に困難な年齢となったのは、国交正常化後も救済責任を果たそうとしなかった政府の無策と帰国制限という違法な行政行為が積み重なった結果だ。よって政府は孤児に日本で自立して生活するのに必要な支援策を実施すべき法的義務を負う」とし、その自立支援策が貧弱で不十分と断定した。また判決で述べられている「帰国制限」とは、残留孤児が日本に入国する際に、孤児の留守家族による身元保証を要求したこと、帰国旅費を出す場合、留守家族が孤児の戸籍謄本

を提出することを求めたこと、また入国管理法にも定めていない厳しい入国制限を加えたことを指している。また本判決は北朝鮮拉致被害者への自立支援策と比較し、極めて支援策が貧弱であり、拉致被害者支援の水準を参考にすることを求めるなど、より具体的な支援策に踏み込んだ判決となっている。

多くの帰国者が苦しい生活を強いられるなか、育ての養父母に会うことができないことも問題となった。

中国の養父母たちは日本人孤児を引きとり、成人するまで養育してきた。文化大革命時には「小日本鬼」を育てたと排外的な攻撃も受けてきた。多くの養父母たちは育て上げた子どもたちがいよいよ日本に帰還するにあたり、辛い別れの涙を流してきた⁶。その恩義ある養父母になぜ会えないのか。その理由は生活保護費から中国往復の渡航費支出が認められなかったからである。渡航した場合には生活保護を打ち切るとしたからである。多くの養父母が孤独な生活を余儀なくされていることが分かっているからである。すでに死亡してしまった養父母の墓参すらも生活保護費からの支出は認められることがなかった。

日本政府は今まで、中国の養父母に感謝の意を表明したことはない。満州残留日本人孤児たちに対する棄民策への反省是一片たりとも存在していないということを示している。中国の養父母の多くが私利のために、あるいは労働力として使役するために日本人孤児をひきとったとする論説、あるいは帰国者が日本人かどうか疑われるとする悪意に満ちた論説までが月刊誌に出回った。

2) -4 最高裁決定により、原告の敗訴が確定

そして「5 度目の棄民」である。神戸地裁判決と背反する多くの地裁判決、そして高裁判決、最高裁決定である。2002 年、東京や大阪、またここ鹿児島を含め全国 15 の地方裁判所で 2200 人を超える原告が「中国残留孤児訴訟」として各地裁に提訴した。日本語を話せない彼らは、中国語で日本政府による棄民策について、また「人生を奪われ続けてきたこと」を訴えた。神戸地裁は原告の被害を認め、原告の勝訴となったが、他の地裁では請求は棄却された。

最高裁決定では裁判長宮川光治が、反対意見を述べたことは注目される。宮川は「私は、本件は、民訴法 318 条 1 項の事件に該当すると認められるので、これを上告審として受理

すべきものとする。」とし、以下、①国策移民として満州（現在の中国東北地方）に移住していたところ、第二次世界大戦の終盤におけるソ連軍の参戦以降の混乱の中で難民となり、その後 30 年以上にわたり中国に取り残され、日本に帰国した後も自立のための十分な支援措置を受けられなかったこと、②申立人らの早期帰国を実現する義務があるのに、これを怠ったこと、③帰国後の申立人らに対し十分な自立支援措置を構わず義務があるのに、これを怠ったこと、④帰国した中国残留邦人の自立支援のために金員給付等の立法をする義務があるのに、これを怠ったこと等、原告の主張を認め、最高裁として上告を受理すべきであるとする反対意見を長文にわたって出している。

東京高裁の判決においても、請求は棄却したが、原告の要求をおおむね理解し、「しかし国賠訴訟上の違法を認めるには一步足りない」という文言を多用している。原告の要求に実質上の理があることを認めながら、国家責任は回避するという構造である。

2010 年、鹿児島県中国帰国者団結会代表鬼塚建一郎さんは、本件は未解決として、要求を以下のように整理している。①国家による棄民政策の責任を明らかにせよ。②帰国者のおかれた現状は深刻な人権侵害である。③歴史教科書に棄民政策の事実を掲載せよ。④中国養父母の墓参に対し、墓参事業として旅費、お供え等の経費負担について助成を求める。⑤帰国当事者の葬祭費用の保障。⑥帰国当事者が死亡したとき、配偶者の待遇の保障他、厚生年金認定問題、二世問題等、8 項目に要求をまとめ、政府・厚労省・文科省に提出している。

最終的には帰国者及びその家族のおかれた個別の状況に着目した丁寧な支援策を求めているものであり、司法判断とは別に政府の判断として踏み込んだ解決への動きを求めたものである。

鬼塚氏は「日本の中学高校の歴史教科書には一切記述が見当たらない」ことに大きな失望を抱いたと述べている。

政府が日本の棄民政策の歴史的事実を直視することなく、責任を回避し続けるとすれば「日本政府による 6 度目の棄民、中国残留日本人孤児に対する最後の棄民」となるだろう。

Ⅲ まとめ 落葉帰根⁷ 落地生根⁸ 落地無根

満州引揚げ、そして中国残留日本人孤児と言われる人々をとおし、「棄民」をキーワードとして小論を述べたが、国家による「棄民」の例は数多く存在する。むしろ「棄民」ははじめから国家に貼り付いているものかもしれない。また近年、「国益」という言葉が強調され多用されている。私はこの「国益」という言葉に違和感を感じてきたが、今回「国益」が意味し、「棄民」が意味するものが「国益としての棄民」という構図として浮かび上がってきた。次回、国益概念の変遷をたどりながら、「棄民」と「国益」の関連を考察してみたい。

「落葉帰根」「落地生根」という対照的な言葉がある。華僑の人たちの心の裡にある生まれ故郷と、そこから遠く離れた現在の生活の根拠地との間で揺れる思いを言い表した言葉である。一方は「いずれは故郷に戻るのだ」、たとえば東京や大阪に働きに出ていた人が、定年になりリタイアし老後を過ごすのは故郷のこの〇〇村だと戻ってくる場合がそうかもしれない。

多くの日本人の心の歌として親しまれる童謡「ふるさと」の「志をはたして、いつの日にか帰らん」というモチーフは「落葉帰根」的といえる。もう一方の「落地生根」は生まれたところは違うが、今生きているところ、たとえば「この〇〇町が故郷だ、ここで根を生やすのだ、ここで死んでいくのだ」という解釈になるのだろう。

石川啄木は「石をもて追はるごとく ふるさとをい出しかなしみ 消ゆる時なし」と歌ったが、これは故郷喪失への悲しみ、また室生犀星は「故郷は遠きにありて思ふもの… …よしやうらぶれて異土の乞食となるとても 帰るところにあるまじや」と歌ったが、これは故郷から排除される、あるいは故郷を排除する陰性の故郷感情といえるだろう。啄木や犀星の歌は故郷から排除されたがための消極的「落地生根」といえる。故郷への望郷の念を強く秘めた「落地生根」である。

そういう考え方からすると、さしずめ私も「落地生根」派ということになるのだが、悔しいかな、私には「根」がない。望郷の念も持ち合わせていないので、「帰根」の「根」も「生根」の「根」もない。したがって正確には「落地無根」ということになってしまう。勿論「落地無根」は造語だが、かつて流行したことがあった「デラシネ：根なし草」という言葉がそれにあたるかもしれない。

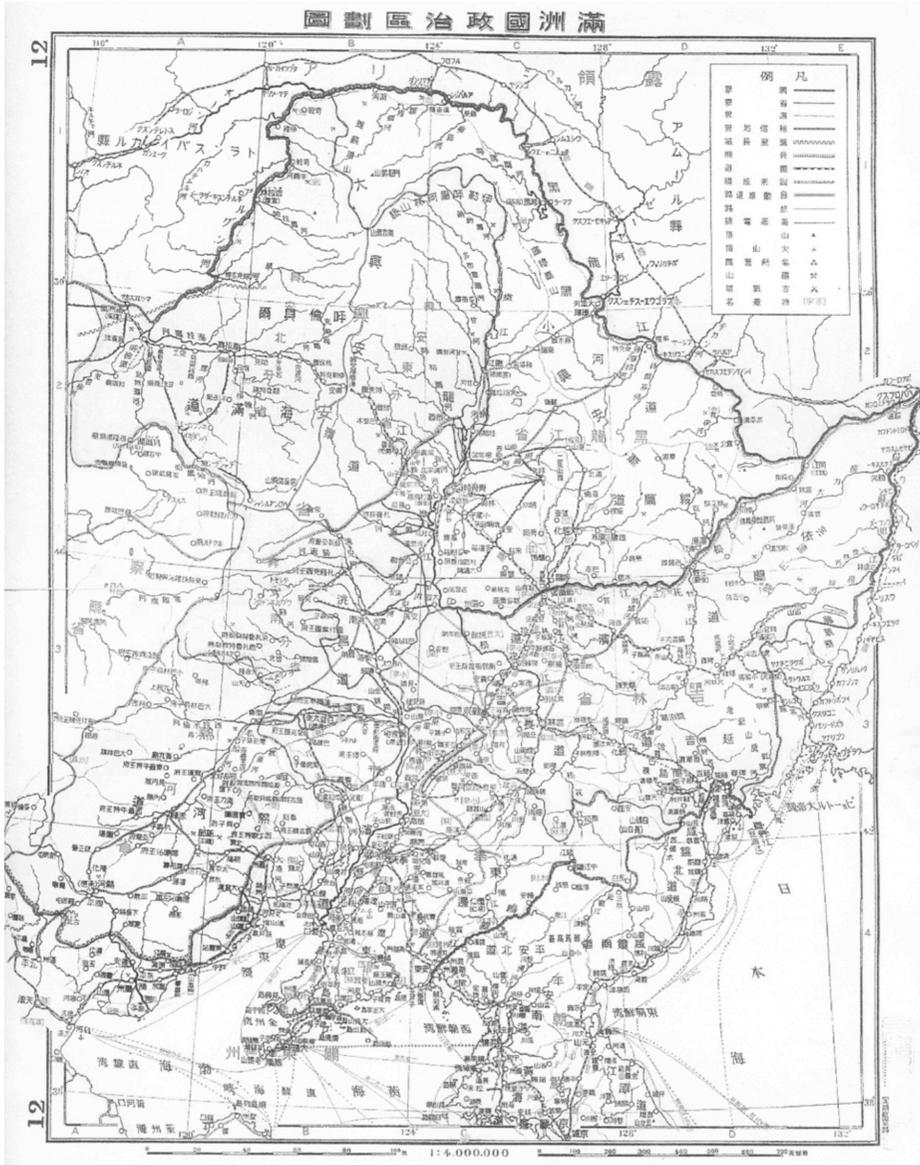
都会に住む多くの人たちが、正月やお盆には故郷（出生地）へ帰る。しかし、すでに故郷を喪失してしまった人も少なくはない。また進出した新天地にもアイデンティティを持ってない人も多いはずである。故郷を喪失し、帰るあてなく都会の中で孤立するデラシネは決して珍しい存在ではないはずである。

しかし、よく初対面同士が互いに紹介しあうとき、「どちらのご出身ですか」という問いかけが定番のように出てくる。誰であれ必ず出身地はあるということが前提になっているのだろう。しかし、私はいつも応えに窮してしまう。私には出身地、あるいは故郷と感じる根拠地がないからだ。どこにいてもよそ者という疎外感がついてまわる。

「棄民」というテーマは、私自身の「無根感覚」と微妙に異なりながら重なりあうようにも感じる事ができた。どこにも根拠地のない「無根感覚」はアイデンティティ形成不全を生み出し、私自身の生きづらさの原因の一つともなっている。この「無根感覚」は私が今は存在しない満州で出生したことも、要因のひとつではないかと感じている。

満州で棄てられ、そして帰国した日本でまた棄てられた残留日本人孤児とは、満州奉天における私自身でもありえたと感じてきた私にとって、彼らの無念は他者の無念としてではなく、わが身に迫る無念と感じ取ることができた。満州は私にとっては懐かしい匂いがする国ではなく見知らぬ国であった。その満州を振りかえる作業は私の「無根感覚」を問うことであり、「棄民」と「国益」を問うことに繋がるものだと思えた。

（あもう こういち：社会福祉士）



滿洲國政治區劃圖

注

1. 天羽浩一『満州—最後の奉天、望郷と鎮魂—』ラグーナ出版 2013 年
2. 1946 年 3 月 15 日朝日新聞では「救い待つ満鮮の同胞二百萬……」「現地に踏みとどまり、炭鉱又は最下等の労働者となっても生活する覚悟を……」「政府の放任に怨嗟の聲……」とある。また 1949 年 9 月 17 日の同紙には「中共地区の婦女子、四万余が哀れな暮らし、帰国あきらめて生活」「母を失い日本語を忘れた日本の孤児がいたるところをウロつき、その数は約八千名といわれる」とある。
3. 大洞東平『銃を持たされた農民たち 千振開拓団、満州そして那須の 62 年』1995 年築地書館
4. 本法の第一条には「この法律は、未帰還者のうち、国がその状況に関し調査究明した結果、なおこれを明らかにすることができない者について、特別の措置を講ずることを目的とする。」としているが、そもそもこの時点で日本政府は未帰還者について調査研究する状況にはなかったことは明白である。
5. 2006 年 12 月 1 日中国残留孤児訴訟神戸地方裁判所判決が出された。前年大阪地裁判決では「原告たちの苦難は戦後の国民が等しく受忍すべき範囲と言える」とし請求を棄却したが、神戸判決は原告の損害賠償を認めた。
6. 山崎豊子原作「大地の子」に、残留孤児と中国養父母との深いきずなが描かれている。上川隆也主演のテレビドラマにもなった。上川演じる孤児と養父母との分かちがたい関係が胸をうつものであった。
7. 戴國輝『華僑—落地帰根から落地生根への苦悶と矛盾』研文出版
8. 中華会館『落地生根—神戸華僑と神阪中華会館の百年』研文出版

参考文献

鹿兒島・中国「残留孤児」証言集発行委員会『二つの祖国に生きて—「落葉帰根」の願い—』2006 年

天羽浩一『満州—最後の奉天、望郷と鎮魂—』ラグーナ出版 2013 年